

■ 市長から市民のみなさんへ

市長 白井博文



■ 「桃の節句」が近づきました

今年の冬は珍しく何回も積雪があり、お陰さまで久しぶりに雪景色を堪能しました。厳しい寒さでしたが、みなさんお元気ですか。合併のお陰で山陽地区にも出掛ける機会が増え、毎年、厚狭の「おひなさまめぐり」を楽しませてもらっています。おなじみの抹茶と和菓子のおもてなしもゆかしく、駅前商店街を華やかに彩るおひなさまは、わが町の春を告げる風物詩といえるでしょう。今年も「おひなさまめぐり」が始まりました。一昨年の水害の後、店舗のあった場所が空き地や駐車場に変わっているのが目に付き、その被害の大きさに改めて胸が痛みます。去年は、今年のおひなさまは大丈夫だろうかと不安でしたが、地元関係者のご努力で途切れることなく続けることができ、感慨に耽^{ひげ}ったことでした。JR 厚狭駅から鴨橋の向こうまで、今年も味わいながら、楽しませてもらいながら、1 軒 1 軒歩いてみるつもりです。

■ 第 1 回「広域消防組合議会」が開かれました

2 月 20 日宇部消防本部で、「宇部・山陽小野田消防組合」の初めての議会が開かれ、平成 24 年度の一般会計予算や職員の給与・諸手当などに関する議案が審議されました。これを受けて、いよいよ 4 月 1 日から両市が一体となった救急・消防体制がスタートします。住民の安全・安心を守るという消防の責任を確実に果たすため、広域化による様々なスケールメリット

を生かし、救急・消防体制の整備・充実・強化に取り組んでまいります。ひとこと付言すると、広域化したのは常備消防（消防職員）だけで、非常備消防である民間人で組織する消防団は別です。お正月の出初め式は消防団の行事ですから、来年度以降も、本市の出初め式は例年どおり行います。市民の一部に誤解があるようですので、念のため。

■ 「住民投票」について

本市には、合併の翌年である平成 18 年 3 月 29 日に制定された山陽小野田市住民投票条例があり、「住民投票に付することができる市政運営上の重要事項は、市が行う事務のうち、市および市民全体に重大な影響をおよぼし、またはおよぼすおそれがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。(第 2 条)」とか、「市民、市議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。(第 15 条)」などと定めていますが、最近、国は地方自治法改正作業の中で、住民投票の結果が議会や市長を拘束する拘束型住民投票制度の導入を検討しており、その対象の中に、大規模な公の施設の建設を含めるか否かが議論されています。本市でも、これから議会に出す大型公共施設の建設の当否など、検討の余地がありそうです。

対話の日

3 月 22 日(木) 19:00 ~
高泊公民館